# 2 大阪芸術大学大学院学則

(平成5年4月1日制定)

# 第1章 総則

#### (大学院の目的)

第1条 本学大学院は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、美及び芸術の理論並びに制作等を教授研究し、その深奥を究めるとともに、高度の美及び芸術理論とその制作等に裏づけられた人材を養成し、広く社会に貢献することを目的とする。

## (自己点検・評価)

- 第2条 本学大学院は教育研究水準の向上を図り、本 学大学院の目的及び社会的使命を達成するた め、教育研究活動等の状況について自ら点検及 び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活 動等の改善・充実に努める。
- 2. 自己点検及び評価に関する規程は、別に定める。 (ファカルティ・ディベロップメント)
  - 第2条の2 本学大学院は、教授法や授業運営などの改善 や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又 は向上を組織的に支援するためにファカル ティ・ディベロップメント活動を実施するもの とする。
    - 2. ファカルティ・ディベロップメント活動の実施 体制並びに方法については、別に定める。

#### (研究科、専攻)

- 第3条 本学大学院の研究科並びにその専攻は次の とおりとする。
  - (1) 芸術研究科 前期課程 芸術文化学専攻 芸術制作専攻
  - (2) 芸術研究科 後期課程 芸術専攻

## (学生定員)

第4条 本学大学院の入学定員及び収容定員は次のと おりとする。

研究科	課程	専 攻	入学定員	収容定員
芸術研究科	前期	芸術文化学	20	40
	刊 郑	芸術制作	60	120
	後期	芸 術	20	60

# (課程及び修業年限)

- 第5条 芸術研究科の課程は、博士課程とする。
  - (1) 博士課程はこれを前期2年及び後期3年の課程 に区分する。
  - (2) 博士課程前期課程は、修士課程として取り扱う ものとする。
  - (3) 修士課程の修業年限は2年とする。
  - (4) 後期課程の修業年限は3年とする。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程の履修をする者(以下「長期履修学生」という。)の修業年限は第33条に規定する在学年限以内の許可された年数とする。

### (課程の目的)

- 第6条 博士課程前期課程(以下「前期課程」という。) は、広い視野に立って精深な学識を授け鋭い芸 術的感性を養い、美及び芸術における理論研究 と芸術制作等の能力を錬磨し高度の専門性を備 えた研究者、実務専門家及び芸術家を育成する ことを目的とする。
  - 2. 博士課程後期課程(以下「後期課程」という。) は、美及び芸術の理論と芸術の制作等に関する 専門家として自立して研究や制作の活動を行う のに必要な高度な能力及びその基礎となる豊か な学識、さらには、専攻分野における研究や制 作の指導能力を養うことを目的とする。

#### (施設)

- 第7条 本学大学院の目的を達成し、学生の研究指導 を行うために、図書館及び研究科にその分野に 応じて研究室を置く。
  - 2. 図書館及び研究室に関する規程は別に定める。

# 第2章 学年、学期及び休業日

## (学年)

第8条 本学大学院の学年は4月1日に始まり、翌年 3月31日に終わる。

## (学期)

- 第9条 学年を次の二期に分ける。 前期 4月1日より9月30日まで 後期 10月1日より翌年3月31日まで
  - 2. 必要がある場合は、学長は前項の学期を臨時で変更し、又は調整期間を定めることができる。

### (休業日)

- 第10条 休業日は次のとおりとする。
  - (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 大阪芸術大学創立記念日(10月15日)
  - (3) 創設者塚本英世記念日(6月21日)
  - (4) 春季休業 3月上旬より3月下旬まで(約30日)
  - (5) 夏季休業 7月中旬より9月中旬まで(約60日)
  - (6) 冬季休業 12月下旬より1月上旬まで(約20日)
  - 2. 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時 に変更し、また、臨時の休業日を定めることが できる。

## 第3章 教育方法等

# (教育方法等)

第11条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学 位論文の作成並びに作品の制作・技術・技能等 に関する指導(以下「研究指導」という。)によっ て行うものとする。

#### (授業科目)

- 第12条 研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な 授業科目を開設し、これらの履修方法は研究科 において定める。
  - 2. 授業科目及び単位数は、別表1、別表2、別表

3のとおりとする。

#### (授業方法)

第12条の2 授業は、講義、演習等により又はこれらの併 用により行うものとする。

- 2. 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。但し、特に必要と認められた場合に限る。
- 3. 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。但し、特に必要と認められた場合に限る。
- 4. 第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以 外の場所で行うことができる。

#### (単位数)

- 第13条 授業科目の単位数は次の基準によって計算する。
  - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、音楽関係における個人指導による実技については、30時間の授業をもって4単位とする。
  - (3) 前項の規定に関わらず、別に定める科目については必要な学修をもって所定の単位とする。

#### (単位の認定)

- 第14条 学長が必要と認めるときは、学部の授業を 履修し、これを第22条に規定する単位に充当 することができる。
- 第15条 学長が認めた場合は、本学大学院に入学する前に他の大学院、外国の大学院の授業科目を履修した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を10単位を超えない範囲で、これを第22条に規定する単位に充当することができる。
- 第16条 後期課程においては、学長が認めた場合、 他の大学院等または外国の大学院等とあらか じめ協議の上、当該大学院等において必要な 研究指導を受けさせることができる。

## (教職課程)

- 第17条 大学院において教育職員免許状(中学校専修、高等学校専修)を取得しようとする者は、別表4に定める科目及び単位を修得しなければならない。ただし、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状を有する者またはその所要資格を満たす者に限る。
  - 2. 大学院において取得できる免許状の種類及び教 科は別表5のとおりとする。

# 第4章 課程の修了及び学位の授与

## (試験及び評価)

第18条 履修した各授業科目の合否は、筆記試験もし

くは口頭試問または研究報告によって決定する。

2. 成績は授業科目ごとに決定し、60点以上を合格とする。その評価は次のとおりとする。

100点~90点 秀

89点~80点 優

79点~70点 良

69 点~60 点 可

59 点以下 不可

### (学位論文の提出)

- 第19条 前期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得した者は、修士論文または修士作品を研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、本学大学院前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文の一部に代えることができる。
- 第20条 後期課程に2年以上在学した者は、本学大学院芸術研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て、博士論文(芸術制作研究分野においては研究作品、研究上演、研究演奏等を含んだものを博士論文という。)を研究科長に提出し、最終試験を受けることとする。
  - 2. 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得 し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前項 の規定にかかわらず、退学後においても研究科 委員会の許可を得て博士論文を提出し、最終試 験を受けることができる。
  - 3. 博士の課程を経ていない者が、博士学位請求論 文を提出しようとする場合には、博士論文及び 必要関連書類を添えて大阪芸術大学学長宛に提 出するものとする。学長は直ちにこれを研究科 委員会に付託し、当該学位申請論文受理の可否 について諮問する。
  - 4. 研究科委員会の審議に基づき、学長がこれを受理した場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託する。

## (学位論文の審査等)

- 第 21 条 学位論文の審査及び最終試験の合否は、研究 科委員会が、審査委員会を設け、その報告に基 づいて決定する。
  - 2. 前項の学位論文の審査に当たって必要があると きは、研究科委員会の議を経て、他の大学院等 の教員等の協力を得ることができる。
  - 3. 各専攻に、学位論文(作品)における評価基 準を設定する。詳細は別表 10 に定める。

# (前期課程の修了)

第22条 前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上 在学し、研究科の定めるところにより、38単 位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け た上、修士論文または修士作品の審査及び最終 試験に合格することとする。

#### (後期課程の修了)

第23条 後期課程の修了要件は、前期課程(修士課程) を修了後、後期課程に3年以上在学し、研究科 の定めるところにより、芸術文化学研究分野 においては12単位以上、芸術制作研究分野に おいては14単位以上をそれぞれ修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及 び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### (単位取得退学証明書)

第24条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修 得し、必要な研究指導を受けた者には、単位取 得退学証明書を発行する。

#### (修士の学位)

第25条 前期課程を修了した者には、研究科委員会 の議を経て、学長が次の学位を授与する。 芸術文化学専攻 修士 (芸術文化学) 芸術制作専攻 修士 (芸術)

#### (博士の学位)

第26条 後期課程を修了した者には、研究科委員会 の議を経て、学長が次の学位を授与する。

芸術専攻 博士 (芸術文化学)

博士 (芸術)

第27条 後期課程を経ない者でも、本学学位規程に 定めるところにより、博士論文を提出し、そ の審査及び試験に合格し、専攻学術に関し、 本学大学院の博士課程を終えて学位を授与さ れる者と同様に広い学識を有することを確認 された者に対しては、研究科委員会の議を経 て、学長がその専攻に応じて所定の学位を授 与する。

# 第5章 入学、転入学、留学、休学、復学、 退学、再入学、除籍、復籍、修了等

## (入学時期)

第28条 入学の時期は毎学年度の始めとする。ただし、 研究科委員会の議を経て、学長が認めた者につ いては後期から入学させることができる。

## (入学資格等)

- 第29条 本学大学院前期課程に入学することのできる 者は、次のとおりとする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 外国において、学校教育における16年の課程を 修了した者
  - (6) 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (7) 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (8) その他大学院において、大学を卒業した者と同 等以上の学力があると認めた者
- 2. 本学大学院後期課程に入学することのできる者 は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与 された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学院において個別の入学資格審査により、修 士の学位を有する者と同等以上の学力があると 認めた者で、24歳に達した者
- (5) その他、大学院において修士の学位を有する者 と同等以上の学力があると認めた者

## (出願手続)

第30条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添 え、定められた期間に提出しなければならない。

## (入学試験)

- 第31条 前条の出願手続を経た入学志願者について は、入学試験を行い、合格した者について、 研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可 する。
  - 2. その他志願者については、研究科において定め る所により、選考の上、入学を許可すべき者を 決定する。

## (入学手続)

- 第32条 入学を許可された者は、入学金その他の学費 を添えて誓約書及び関係書類を所定の期日まで に提出しなければならない。
  - 2. 第52条の規定により入学金の免除を願い出た 者で、免除が不許可となった者または一部の免 除が許可となった者が、その者に係わる納付す べき入学金を所定の期日までに納付しないとき は、当該学生はその身分を失う。

## (在学年限)

第33条 前期課程には4年、後期課程には6年を超え て在学することはできない。

# (転入学)

- 第34条 他の大学院から転入学を志望する者がある ときは選考の上、学長がこれを許可すること ができる。
  - 2. 前項の場合において、既に修得した授業科目 の単位及び在学すべき年数の認定は、学長が 決定する。
- 3. 転入学に関するその他の規程は、別に定める。 (転専攻及び転研究領域)
  - 第35条 転専攻及び転研究領域を志願する者がある ときは選考の上、学長がこれを許可すること ができる。
    - 2. 前項の場合において、既に修得した授業科目 の単位及び在学すべき年数の認定は、学長が 決定する。
    - 3. 転専攻及び転研究領域に関するその他の規程

は、別に定める。

## (留学)

- 第36条 外国の大学院に留学を志望する学生は、研究 科長を経て学長に願い出、その許可を受けなけ ればならない。
  - 2. 前項により留学した期間は、第5条第3項、第 4項に規定する修業年限に算入するものとする。
  - 3. 留学に関するその他の規程は、別に定める。

## (休学)

- 第37条 病気その他の事由により休学する者は、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
  - 2. 休学期間は、休学を許可された日から当該学期 末までとする。ただし、引き続き休学するとき は前項の手続きを改めて経なければならない。
  - 3. 休学できる期間は、前期課程においては2年、 後期課程においては3年を超えることができ ない。ただし、特別の事情があるときは、学 長が休学期間を延長することができる。
  - 4. 休学期間中は在学年限に算入しない。
  - 5. 休学を許可された者は、別表9に定める在籍料 を納入しなければならない。
  - 6. 休学できる期間は、継続して2年を超えることができない。2年を経過してなお復学しない場合は除籍される。
  - 7. 休学に関するその他の規程は、別に定める。

## (復学)

- 第38条 休学期間中に休学の理由が消滅し、復学を 希望する者は、復学願を提出し、学長の許可 を得なければならない。ただし、休学した者 が復学しようとする場合は、原則として休学 期間満了前に復学を願い出るものとする。復 学の時期は、学期または学年の始めとする。
  - 2. 復学に関するその他の規程は、別に定める。

## (退学)

- 第39条 病気その他やむを得ない理由によって退学 しようとする者は、保証人連署の退学願に学 生証を添えて提出し、学長の許可を得なけれ ばならない。
- 2. 退学に関するその他の規程は、別に定める。

## (学位論文提出のための在学)

- 第40条 前期課程及び後期課程において修業年限在学 し、所定の単位を修得した者が学位論文等提出 のため引き続き在学しようとするときは、所定 の期間に手続を行わなければならない。
  - 2. 前項の手続を行わなかった者は退学した者として取り扱う。

## (再入学)

- 第41条 所定の手続きを経て退学をした者が、再入 学を志願するときは、保証人連署の再入学願 を提出し、学長の許可を得なければならない。
  - 2. 退学した者が、再入学しようとする場合は、退 学の日から、前期課程にあっては、2年以内、後 期課程にあっては、6年以内に再入学を願い出

るものとする。

3. 再入学に関するその他の規程は、別に定める。

#### (除籍)

- 第42条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれ を除籍する。
  - (1) 学費を所定の納入期日までに納入しなかった者
  - (2) 第33条に定める在学年限を超えた者
  - (3) 第37条第3項に定める休学期間を超えて、なお 復学できない者
  - (4) 休学期間を経過して、なお復学の見込みのない者
  - (5) 死亡または長期にわたり行方不明の者
  - 2. 除籍に関するその他の規程は、別に定める。

#### (復籍)

- 第43条 学費滞納により除籍になった者が復籍を希望 するときは、保証人連署の復籍願を研究科長に 提出し、学長の許可を得なければならない。
- 2. 復籍に関するその他の規程は、別に定める。

#### (修了の時期)

第44条 修了の時期は学年末とする。ただし、学長 が認めた場合には学期末とすることができる。

# 第6章 當罰

#### (表彰)

第45条 人物、学業ともに優秀な者は、学長がこれ を表彰することができる。

#### (懲戒)

- 第46条 本学大学院の学則または規則に違反し、その 他学生の本分に反する行為をした者は、学長が 懲戒処分に付すことができる。
  - 2. 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。
  - 3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく 反した者
  - 4. 懲戒処分に関するその他の規程は、別に定める。

# 第7章 入学検定料、入学金、授業料及び施 設設備費

## (入学検定料の納付)

- 第47条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、入 学検定料を納付しなければならない。ただし、 本学大学院の前期課程を修了または修了見込 で、後期課程に入学を志願する者については、 入学検定料を徴収しない。
  - 2. 入学検定料は、別表6に定める。

## (入学金の納付)

第48条 入学または転入学を許可された者は、所定の 期日までに、入学金を納付しなければならな い。ただし、本学大学院の前期課程を修了し、 後期課程に入学する者については入学金を徴収 しない。

### (学費)

第49条 入学金、授業料及び施設設備費の額は、別表 7及び別表8に定める。

#### (学費の納付)

第50条 大学院在学生の学費納入期日は、次のとおり とする。

> 前期 4月30日まで 後期 10月31日まで

2. 正当な理由により、前項の期日までに学費の納 入ができない者は、所定の願出により延納また は分納を許可することがある。

#### (学費等の返還)

第51条 一旦納入された入学検定料及び学費は、事情 の如何にかかわらず、これを返還しない。ただ し、入学手続完了後、入学辞退する場合、指定 期日までに所定の手続をとることにより入学金 を除く入学手続納入金を返還する。

#### (入学金の免除等)

- 第52条 本学の学部を卒業し、本学大学院の研究科に 入学する者で、経済的理由によって入学金の納 付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる 者で、次の各号の一に該当する場合について は、入学金の全部または一部を免除することが できる。
  - (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を 主として負担している者(以下この号において 「学資負担者」という。)が死亡した場合、また は入学する者もしくは学資負担者が風水害等の 災害を受けた場合
  - (2) 前号に準ずる場合であって学長が相当と認める 事由がある場合

# 第8章 特別研究学生、研究員、科目等履修 生及び外国人留学生、長期履修学生

## (特別研究学生)

- 第53条 他の大学院に在学する学生で、本学大学院 において特別研究学生として研究指導を受け ようとする者があるときは、学長がこれを許 可することができる。
  - 2. 特別研究学生に関するその他の規程は、別に定める。

## (科目等履修生)

- 第54条 本学大学院に科目等履修生として授業科目 の履修の願出があった場合には、学長がこれ を許可することができる。
  - 2. 科目等履修生に関するその他の規程は、別に定める。

#### (研究員)

- 第55条 本学大学院において特定の専門事項について 研究することを志願する者があるときは、大学 院の教育研究に支障がない場合に限り、選考の 上、学長がこれを許可することができる。
- 2. 研究員に関するその他の規程は、別に定める。 (外国人留学生)

- 第56条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認 定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定 める「留学」という在留資格により、本学大 学院で教育を受ける者及び本学大学院に入学 後、在留資格を「留学」に変更した者をいう。
  - 2. 外国人で留学のため本学大学院に入学を志望 する者があるときは、選考の上、学長がこれ を許可することができる。

第57条 外国人留学生の入学については、別に定める。 第58条 外国人留学生に関しては、前2条に定めるも ののほか、本学学則を進用する。

## (長期履修学生)

- 第59条 長期履修学生として本学大学院の授業科目 の履修の願出があった場合には、学長がこれ を許可することができる。
  - 2. 長期履修学生に関するその他の規程は、別に定める。

# 第9章 教員組織

#### (教員組織)

第60条 本学大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもってこれに充てる。ただし、当該授業を担当すべき教授を欠く場合、その他特別の事情があるときは、准教授、講師または助教をもってこれに充てることができる。

## 第 10 章 運営組織

### (研究科長)

第61条 研究科に、研究科長を置く。

2. 研究科長は、研究科の運営に当たる。

## (研究科委員会)

- 第62条 本学大学院の研究科に、次の研究科委員会を 置く。
  - (1) 芸術研究科委員会
  - 2. 研究科委員会は大学院授業担当教員のうち、専任の教員をもって組織する。ただし、必要に応じて他の教職員を加えることができる。
  - 3. 研究科委員会の組織は、理事会の定めるところによる。
- 第63条 研究科委員会の議長には研究科長をもって充 てる。
  - 2. 議長は研究科委員会を招集する。
  - 3. 研究科委員会に研究科長が出席できない場合は 研究科長が議長を指名する。
  - 4. 研究科委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、委任状提出者については出席とみなす。
  - 5. 研究科委員会の議事は出席委員の過半数の賛成 をもって決し、可否同数のときは議長の決する ところによる。
- 6. 委員会の決議は、学長の同意を得て発効する。 第64条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項に

ついて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関す る重要な事項で、研究科委員会の意見を聴く ことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2. 研究科委員会は前項に規定するもののほか、 研究科に関する次の事項を審議し、及び学長 の求めに応じ意見を述べることができる。
- (1) 研究科の教育課程に関すること。
- (2) 修士・博士論文及び修士作品に関すること。
- (3) 転入学、留学、休学、復学、退学、再入学、除籍、復籍等に関すること。
- (4) 試験に関すること。
- (5) 学生の補導、賞罰に関すること。
- (6) その他学長が教育上必要と認めた事項。

## (大学院委員会)

- 第65条 本学大学院に関する重要事項を審議するため 大学院委員会を置く。
  - 2. 大学院委員会は、次の委員をもって組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 研究科長、学部長
  - (3) 研究科から選出された教授6名
  - (4) その他委員長が必要と認めた者
  - 3. 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただ し、再任を妨げない。
- 第66条 大学院委員会の委員長には、学長をもって充 てる。
  - 2. 委員長は、大学院委員会を招集し、その議長と なる。
  - 3. 大学院委員会に委員長が出席できない場合は、 委員長が議長を指名する。
  - 4. 大学院委員会は構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。ただし、委任状提出の委員は出席とみなす。
  - 5. 大学院委員会の議事は出席委員による審議を 経て、学長が決定する。
- 第67条 大学院委員会は、学長の求めに応じ、次の 事項を審議し、意見を述べることができる
  - (1) 大学院の組織及び運営に関すること。
  - (2) 大学院教員の資格審査に関すること。
  - (3) 大学院学生の懲戒処分に関すること。
  - (4) その他学長が教育上必要と認めた事項。
  - 附則 本学則は、平成5年4月1日から実施する。
  - 附則 本学則は、平成7年4月1日から改定実施する。
  - 附則 本学則は、平成8年4月1日から改定実施する。
  - 附則 本学則は、平成9年4月1日から改定実施する。
  - 附則 本学則は、平成10年4月1日から改定実施する。
  - 附則 本学則は、平成11年4月1日から改定実施する。
  - 附則 本学則は、平成12年4月1日から改定実施する。
  - 附則 本学則は、平成13年4月1日から改定実施する。

  - 附則 本学則は、平成17年4月1日から改定実施する。 附則 本学則は、平成18年4月1日から改定実施する。
  - 附則 本学則は、平成19年4月1日から改定実施する。

- 附則 本学則は、平成19年9月1日から改定実施する。
- 附則 本学則は、平成20年8月1日から改定実施する。 附則 本学則は、平成21年4月1日から改定実施する。
- 附則 本学則は、平成22年4月1日から改定実施する。
- 刑則 本子則は、十成 22 平 4 月 1 日かり以足夫虺 9 る
- 附則 本学則は、平成24年4月1日から改定実施する。
- 附則 本学則は、平成25年4月1日から改定実施する。
- 附則 本学則は、平成27年4月1日から改定実施する。
- 附則 本学則は、平成30年4月1日から改定実施する。
- 附則 本学則は、令和2年4月1日から改定実施する。 附則 本学則は、令和3年4月1日から改定実施する。
- 別表1~5.8省略

## 別表 6 納付金一覧表

①検定料		単位:円
芸術研究科	前期課程 後期課程	35,000

#### 別表 7 納付金一覧表

11520	/11	11175	2020	
①芸術	行研	<del>「</del> 究科	前期課程	単位:円
			芸術文化学専攻	芸術制作専攻
入	学	金	280,000	280,000
授	業	料	790,000	900,000
施設	設付	<b>備費</b>	150,000	430,000

2±	<b>柒術研</b>	F究科	後期課程	単位:円
			芸術文化学研究分野	芸術制作研究分野
入	学	金	280,000	280,000
授	業	料	790,000	900,000
施設	设設值	<b></b>	150,000	430,000

## 別表 9 納付金一覧表

休学在籍料	単位:円	
芸術研究科 前期課程 後期課程	50,000	
備考 半期休学の場合は25.000円		

## 前期課程

## 〈芸術文化学専攻〉

- (1)各研究領域に関連する幅広い知識にもとづき、明確な問題意識をもって学術的・社会的意義のある研究テーマが設定されているか。
- (2) 当該テーマの研究にあたって充分な質と量の資料 や先行研究等が調査・参照され、それらが適切な 研究方法と手続きによって取り扱われているか。
- (3) 学術論文にふさわしい形式が整えられ、議論が明 晰かつ論理的に表現されているか。
- (4)各研究領域において新たな知見をもたらすような 独創性を示し、その成果は学術的進展に貢献する ものであるか。
- (5) 口頭試問において、発表の方法・内容・態度が適切であり、質問に対して的確かつ論理的に回答できているか。

#### 〈芸術制作専攻〉

- (1)テーマの選択や表現方法の探究が適切に進められ、学位(修士)作品に求められるレベルの制作技術にもとづいて作品が制作されているか。
- (2) 学位(修士)作品にふさわしい充分な量・規模の 作品であるか。
- (3)入念な準備のもと、適切な形態で提出(展示・発表)されているか。
- (4)各研究領域において独自性・創造性を示し、その 進展に貢献するものであるか。
- (5) 口頭試問において、口頭発表の方法・内容、態度 が適切であり、質問に対して的確かつ論理的に回 答できているか。

#### 後期課程

#### (芸術文化学研究分野)

- (1)各研究領域に関連する高度で幅広い知識にもとづき、明確な問題意識をもって顕著な学術的・社会的意義のある研究テーマが設定されているか。
- (2) 当該テーマの研究にあたって充分な質と量の資料や先行研究等が主体的・自立的に調査・参照され、それらが適切な研究方法と手続きによって取り扱われているか。
- (3) 学術論文にふさわしい形式が整えられ、議論が明 断かつ論理的に表現されているか。
- (4) 高度な理論構築力にもとづいて書かれ、各研究領域において新たな知見をもたらすような顕著な独創性を示し、その成果が学術的進展に大きく貢献するものであるか。
- (5) 口頭試問において、発表の方法・内容・態度が適切であり、質問に対して的確かつ論理的に回答できているか。

## (芸術制作研究分野)

- ①「作品」
- (1)テーマの選択や表現方法の探究が主体的・自立的 に進められ、高度な制作技術にもとづいて作品が 制作されていること。
- (2)学位(博士)論文「作品」にふさわしい充分な量・ 規模の作品であるか。
- (3)入念な準備のもと、適切な形態で提出(展示・発表)されているか。
- (4)各研究領域において顕著な独自性・創造性を示し、 その進展に大きく貢献するものであるか。
- (5) 口頭試問において、口頭発表の方法・内容、態度 が適切であり、質問に対して的確かつ論理的に回 答できているか。

### ② 「論文 |

- (1)各研究領域に関連する高度で幅広い知識にもとづき、明確な問題意識をもって学術的・社会的意義のある研究テーマが設定されているか。
- (2) 当該テーマの研究にあたって充分な質と量の資料や先行研究等が主体的・自立的に調査・参照され、それらが適切な研究方法と手続きによって取り扱われているか。
- (3) 学術論文にふさわしい形式が整えられ、議論が明 断かつ論理的に表現されているか。
- (4)各研究領域において新たな知見をもたらすような 理論構築力と独創性を示し、その成果が各研究領 域の進展に大きく貢献するものであるか。
- (5) 口頭試問において、口頭発表の方法・内容・態度 が適切であり、質問に対して的確かつ論理的に回 答できているか。